

入院基本料及び四国厚生支局長への届出事項に関する事項

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準による診療を行っている保険医療機関です。
従いまして入院患者さんの負担による付添看護は認められません。

2. 入院基本料について

当院は、地域一般入院料1（日勤、夜勤あわせて）入院患者13人に対して看護職員1人以上配置しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、7～8人以内です。
- ・夕方16時30分～翌朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、15人以内です。
- ・他に入院患者30名に対して看護補助者が1名以上勤務しています。

3. 入院診療計画、医療安全管理体制、院内感染防止対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。

4. 当院は、四国厚生支局長に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以後）適温にて提供しています。

2) 施設基準等に係る届出は下記のとおりです。

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・地域一般入院料1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・看護補助加算1（30対1）
- ・データ提出加算1及び3
- ・入院時食事療養／入院時生活療養（1）
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算2
- ・開放型病院共同指導料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・遠隔画像診断加算
- ・CT撮影及びMRI撮影加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・入院ベースアップ評価料23
- ・看護職員処遇改善評価料32